

CE 定義見直しに伴う保安検査周期

令和3年3月29日付け省令改正等（CE 定義見直し）による保安検査周期を整理すると次のとおりです。

【保安検査周期：3年】

- (改正前) 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式の構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。）
- (改正後) 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の低温貯槽（二重殻真空断熱式の構造のものに限る。）を有する定置式製造設備（蒸発器以外の処理設備を有するものにあつては、低温貯槽から当該処理設備の手前までの範囲に限る。）

【周期に変更のない設備】

- ・加圧蒸発器付低温貯槽＋蒸発器・・・・・・・・・・（改正前後とも）3年
- ・加圧蒸発器を有しないL-CO2貯槽＋蒸発器・・・・・・・・（改正前後とも）3年
- ・加圧蒸発器付低温貯槽＋蒸発器＋5MPa未満圧縮機・（改正前後とも）3年
(N2orAr 適用除外品に限る)

【周期に変更のある設備】

- ・加圧蒸発器付低温貯槽＋蒸発器＋減圧弁・・・・・・・・（改正前）すべて1年 ⇒
（改正後）加圧蒸発器付低温貯槽＋蒸発器 3年、減圧弁以降 1年
- ・加圧蒸発器付低温貯槽＋ポンプ＋蒸発器・・・・・・・・（改正前）すべて1年 ⇒
（改正後）加圧蒸発器付低温貯槽 3年、ポンプ＋蒸発器 1年
- ・加圧蒸発器付低温貯槽＋蒸発器＋圧縮機・・・・・・・・（改正前）すべて1年 ⇒
（改正後）加圧蒸発器付低温貯槽＋蒸発器 3年、O2圧縮機 1年
〃〃 N2orAr 圧縮機 2年

【施行日等】

2021年（令和3年）4月1日以降、保安検査周期は上記のとおりです。

該当事業所（一般ガス充填所も含む。）は、**今回の改正で3年周期となる部分（以下「該当設備」という。）**の受検年度を決め、該当設備を受検しない年度は、年間保安検査申請書から該当設備の処理量を減算が可能です。

ただし、今年度、既に減算せず年間申請保安検査申請書を提出した事業所については、今年度（令和3年度）を該当設備の受検年度としてください。

なお、該当設備の処理量を減算した結果、100Nm3/日未満となる場合の保安検査手数料は、33,000円とします。